

2021年1月8日

## 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（1月8日）：対象国・地域の拡大

（ポイント）

- 海外から日本へ入国するすべての方は、国籍を問わず（日本人も含む）、日本入国に際し、空港の検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提出が必要となります。
- 「出国前72時間以内の検査証明書」が提出できない場合、検疫所が指定する宿泊施設等で待機することとなります。

（本文）

1 日本における新たな水際対策措置における検疫強化において、8日付で海外から日本へ入国するすべての方は、国籍を問わず、出発前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明が求められることとなりました。これにより、ミシガン州及びオハイオ州内から帰国する日本人についても「1月13日午前0時（日本時間）以降」に日本に入国する場合、検査証明が必要となります。検査証明を提出できない方に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で14日間待機することが要請されますのでご注意ください。

（厚生労働省）

水際対策に係る新たな措置について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

水際対策の抜本的強化に関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1)

2 米国出国前の検査証明については、所定のフォーマット（以下（1））での提出が原則ですが、右フォーマットに対応する医療機関がない場合、任意のフォーマットも可能とされており、その場合は、以下（2）の内容が記載されている必要があります。

検査証明に関する詳細情報は、以下のリンク先よりご確認ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\\_001994.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)

（1）所定のフォーマット（Word）（12月10日付）を現地医療機関が記入し、医師が署名又は押印したもの

（2）任意のフォーマット（所定フォーマットと同内容（以下のア～ウ）の全項目が英語で記載されたものに限る）

ア 人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）

イ COVID-19の検査証明内容（検査手法（所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に

限る)、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日)

ウ 医療機関等の情報 (1: 医療機関名 (又は医師名)、2: 医療機関住所、3: 医療機関印影 (又は医師の署名))

3 本件措置について、別途外務省から1月8日付のメールで「【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」及び「【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際泰対策措置 (検疫強化対象国・地域の追加)」が発出されておりますところ、ここに関連情報が記載されていますので、以下のリンク先よりご確認ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C006.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C005.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C005.html)

#### 4 【ご参考】日本に入国・帰国する際に提出する質問票が電子化

(1) 日本に入国・帰国する際には、新型コロナウイルス感染症の検疫手続きとして、滞在歴や健康状態を記入した「質問票」の提出が必要です。

(2) これまで機内で配布されていた質問票が、電子化され、出発前の事前入力ができるようになりました。

(3) 日本への到着前に、自宅・出発地の空港・航空機内などで「質問票 Web」に質問項目を入力し、QRコードを作成して、画面を保存または印刷いただくことで、スムーズな検疫手続を行うことができます。

(4) 「質問票 Web」をスマートフォンやタブレットのホーム画面に追加することで、航空機内などのオフライン環境からでも「質問票 Web」の入力が可能になります。

(5) 「質問票 Web」では、名前を入力や日本における住所の選択でアルファベットを使用することもあるため、アルファベットに慣れていない方は、補助が必要になる場合があります。

\* 質問票 Web へのアクセス :

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

#### 5 検疫の強化に関する日本の問い合わせ窓口

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口 (検疫の強化)

日本国内から : 0120-565-653

海外から : +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

新型コロナウイルスに関する情報については、領事メールやHP等を通じてお知らせするように努めていますが、感染状況を踏まえて情報が随時更新等されていることから、定期的に御自身でも情報を確認されることをお勧めいたします。

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

メールアドレス：[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下の URL をご確認ください（オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます）。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

[http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>